

消費税の納税義務者

消費税率が8%へ引き上げられる前後、小生は「消費税の納税義務者はどれですか?」という質問を多くの方にしていました。返ってきた答えのひとつに「消費者」がありました。

実は答えは「事業者」です。中には以外に思われた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

税務職に従事している方からも「消費者」という返答がありましたので、一般の方が知らないのも仕方がないことだというのが小生の感想です。

消費税については、引き上げを契機に多くのご相談・ご質問がございました。今回は、納税義務者という観点から「消費税とは何か」を考えていくことにします。

消費税法第5条には、「事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある。」とあり、納税義務者が事業者であるとはっきり明記しています。ここでいう事業者とは、同法第2条で個人事業者と法人を指しています。

ホームページや報道の中では一部、「消費税は実質的に消費者が負担している。」などといった表現を用いています。しかし、消費税関連の判例をみるとこのことが間違いであると明らかになります。

消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を消費者との関係で負うものではない。

(東京地裁平成 2 年 3 月 26 日判決文より)

つまり消費税は「価格の一部」で、そもそも消費者と事業者の間に税の取引はないのです。また、法治国家では本来納税義務のない人に税負担を求めることはありません。よって消費者が消費税の負担をしているという解釈は、法律上なされていません。

もし、消費者が消費税を負担しているのなら、消費者自身が支払いに苦慮したり、未納付にならないよう積み立てをしたりしていなければいけないはずです。この役割をだれが担っているか、当事者である皆様はよく分かっていると思います。

会計処理で消費税は以下のように計算します。

- ・ 税込処理で消費税を正しく認識できる方法として期末に行う計算

租税公課 - 円 / 未払消費税等 - 円

又は

未収消費税等 -円／雑収入 -円

- ・ 税抜処理として例外的に行われている計算

仮受消費税等 -円／仮払消費税等 -円

／未払消費税等 -円

殆どの税理士は、税抜処理で行っていると思われます。この会計処理が事業者や消費者、さらに税務職従事者までも「消費税は消費者が負担している」と錯覚させている要因ではないかと推察します。

消費税は所得税や法人税とは違い、たとえ赤字でも売上がある以上納税義務が生じます。消費税の実態は「直接税」であり、「事業税」なのです。冒頭の質問の答えが「消費者」であった方は考えを改めましょう。

税率の引き上げで本当に困るのは事業者です。滞納を防ぐ鍵は、価格決定権を持つ強い会社になることです。価格決定権を持つことができれば、消費税は直接税から間接税に変わります。これを機に、コスト削減だけで乗り切ろうと考えず、会社全体を見つめなおしましょう。